

那覇市屋外広告物条例の一部を改正する条例

那覇市屋外広告物条例(平成24年那覇市条例第69号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(適用除外等)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2～7 [略]</p>           <p>8～10 [略]</p> <p>(許可等の表示)</p> <p>第21条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第12条第6項又は第14条第9項若しくは第10項の規定による届出をした者は、当該届出に係る広告物等に、規則で定める届出済標識を貼付しておかなければならない。ただし、規則で定める届出済印の押印を受けたものについては、この限りでない。</p>	<p>(適用除外等)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2～7 [略]</p> <p>8 <u>公益上必要な施設又は物件で規則で定めるものに表示し、又は設置する広告物等であって、その広告物等の表示等に係る収入の全てを当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用の全部又は一部に充てるものについては、規則で定めるところにより市長の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第9条及び第10条(第4号、第5号及び第7号から第10号までに限る。)</u>の規定は、適用しない。</p> <p>9 <u>法人その他の団体が表示し、又は設置する広告物等であって、その広告物等の表示等に係る収入の全てを地域における公共的な取組で規則で定めるものに要する費用の全部又は一部に充てるものについては、規則で定めるところにより市長の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第9条及び第10条(第2号、第5号及び第8号から第10号までに限る。)</u>の規定は、適用しない。</p> <p>10～12 [略]</p> <p>(許可等の表示)</p> <p>第21条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第12条第6項又は第14条第11項若しくは第12項の規定による届出をした者は、当該届出に係る広告物等に、規則で定める届出済標識を貼付しておかなければならない。ただし、規則で定める届出済印の押印を受けたものについては、この限りでない。</p>

(管理義務)

第22条 広告物等の表示等を行う者又はこれらを管理する者は、これらに関し補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

(管理義務)

第22条 広告物等の表示等を行う者若しくはこれらを管理する者又は広告物等の所有者若しくは占有者は、これらに関し補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

(点検義務)

第22条の2 広告物等の所有者又は占有者は、次項の規定による場合を除くほか、その所有し、又は占有する広告物等の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況について点検をしなければならない。

2 広告物等の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する広告物等(規則で定める広告物等を除く。)については、次の各号のいずれかに該当する者に前項の点検をさせなければならない。

(1) 法第10条第2項第3号イの試験に合格した者

(2) 前号に掲げる者と同等以上の知識を有する者として規則で定める者

備考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。

付 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。